資料５

原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価について

本年度における旧一般ガスみなしガス小売事業者の原価算定期間終了後の小売ガス料金の事後評価の進め方について、ご審議いただく。

１．趣旨

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）附則の経過措置に基づく小売ガス料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認することとなっている。

令和２年１１月１１日付にて、経済産業大臣及び経済産業局長から、旧一般ガスみなしガス小売事業者全９社のうち、原価算定期間中の大阪ガスを除く８社の小売ガス料金について、本委員会宛てに意見の求め（資料５―１）があったことから、料金制度専門会合において、事後評価を実施することとする。

２．本年度の進め方（案）

１）対象事業者

旧一般ガスみなしガス小売事業者８社

（本省所管：東京ガス及び東邦ガス　地方局所管：京葉ガス、京和ガス、熱海ガス、日本ガス、河内長野ガス及び南海ガス）

２）評価内容

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第 5 号）第２（８）④に基づき、以下の項目について評価を行う。

- ＜ステップ１＞規制部門のガス事業利益率による基準

  規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近３ヶ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者９社の過去 10 ヶ年度平均値を上回っているかどうかを確認。
- ＜ステップ２＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

  前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去５年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近２年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

上記のステップ１に該当し、かつ、ステップ２のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の要否を検討。

３．スケジュール

１１月３０日　料金制度専門会合での審議

１２月７日　　本委員会において経済産業大臣への回答について審議

（参考）

小売ガス料金に係る経過措置対象事業者

■旧一般ガスみなしガス小売事業者（９事業者）

事業者	決算月	原価算定期間等	所管部局	評価対象
東京ガス（東京地区等）	３月	Ｈ２７．１０～Ｈ３０．９	本省	対象
大阪ガス	３月	Ｈ３０．１０～Ｒ３．９	本省	対象外
東邦ガス	３月	Ｈ２７．４　～Ｈ３０．３	本省	対象
京葉ガス	１２月	Ｈ２７．７　～Ｈ２８．６	関東局	対象
京和ガス	１２月	Ｈ２８．１　～Ｈ２８．１２	関東局	対象
熱海ガス	１２月	Ｈ２５．７　～Ｈ２６．６	関東局	対象
日本ガス（関東・南平台地区）	３月	Ｈ２３．４　～Ｈ２４．３	関東局	対象
河内長野ガス	３月	Ｈ２７．４　～Ｈ３０．３	近畿局	対象
南海ガス	３月	Ｈ２４．１０～Ｈ２５．９	九州局	対象

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（抜粋）

第２　処分の基準

（８）特定旧法第１８条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第１８条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第２４条第１項の認可を受け、又は特定旧法第１７条第４項若しくは第７項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款が認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③　（略）

④　改正法附則第２４条第１項の認可を受け、又は特定旧法第１７条第４項若しくは第７項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金について、当該料金（旧一般ガス料金算定規則第１５条、第１６条若しくは第１７条の規定により同令第１５条第２項、第１６条第２項若しくは第１７条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第２４条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、若しくは特定旧法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合又は同令第２３条の規定により同令第２３条第２項各号に掲げる方法により算定した変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第１７条第４項若しくは第７項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とし、旧一般ガス料金算定規則附則第２項の規定による廃止前の一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成１６年経済産業省令第１６号。以下「旧料金算定規則」という。）第１２条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第１項の変更の認可を受けた場合又は旧料金算定規則第１６条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第４項若しくは第７項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産

業省が毎年度行う定期的な評価において、旧一般ガスみなしガス小売事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ　指定旧供給区域等需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）及び小口需要部門（平成２９年３月３１日までに終了する事業年度に係るものに限る。以下同じ。）の営業利益率の直近３年度間の平均値（改正法附則第２４条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可又は旧ガス事業法第１７条第１項の供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第１５条、第１６条又は第１７条の規定により同令第１５条第２項、第１６条第２項又は第１７条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第２４条第１項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第１２条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第１項の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）及び特定旧法第１７条第４項又は旧ガス事業法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第２３条の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第１６条の２の規定により同条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第１７条第４項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）であって、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の実施日が直近２年度間に属する旧一般ガスみなしガス小売事業者にあっては、直近年度の営業利益率又は直近２年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が改正法附則第２２条第１項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の直近１０年度間の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、指定旧供給区域等需要部門の超過利潤（指定旧供給区域等需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における指定旧供給区域等需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）及び小口需要部門の超過利潤（小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）の累積額（改正法附則第２

４条第１項又は特定旧法第１７条第３項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧一般ガス料金算定規則第１５条、第１６条又は第１７条の規定により同令第１５条第２項、第１６条第２項又は第１７条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第２３条の規定により同令第２３条第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。）又は旧ガス事業法第１７条第１項又は第３項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金（旧料金算定規則第１２条の２の規定により同令第１２条の２第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第１６条の２の規定により同令第１６条の２第２項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。）の実施以降のものに限る。）が本支管投資額（過去５年平均）又は事業報酬額のうち指定旧供給区域等需要部門に係る額を超過していること。なお、小口需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧ガス事業法第１７条第１２項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ　指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近３年度間の平均値が改正法附則第２２条第１項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近１０年度間の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額又は大口需要部門（平成２９年３月３１日までに終了する事業年度に係るものに限る。）の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近２年度間連続して零未満であること。

資料５－１

経済産業省

２０２０１１０２資第４号
令和２年１１月１１日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（２０１７０３２９資第５号）第２（８）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・東京瓦斯株式会社　　法人番号６０１０４０１０２０５１６
・東邦瓦斯株式会社　　法人番号２１８０００１０２２３８７

官　　印　　省　　略
20201016 関東第 25 号
令和２年１１月１１日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

関東経済産業局長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（２０１７０３２９資第５号）第２（８）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・京葉瓦斯株式会社	法人番号 8040001026108
・京和ガス株式会社	法人番号 9040001038011
・日本瓦斯株式会社	法人番号 9010001061924
・熱海瓦斯株式会社	法人番号 5080101012519

官　　印　　省　　略
20201104 近 畿 第 7 号
令和２年１１月１１日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

近畿経済産業局長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（２０１７０３２９資第５号）第２（８）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）
河内長野ガス株式会社　　法人番号 2120101033546

経済産業省

２０２０１０２８九州第４号
令和２年１１月１１日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

九州経済産業局長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（２０１７０３２９資第５号）第２（８）④の旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）
・南海ガス株式会社　　法人番号 4340001010679

（参考）料金変更認可申請命令に係る審査基準（ガス）

資料５　参考資料１

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、＜ステップ１＞規制部門のガス事業利益率による基準、＜ステップ２＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第３弾改正法附則第２２条第４項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

＜ステップ１＞規制部門のガス事業利益率による基準
　規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

①該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近３カ年度平均）
②旧一般ガスみなしガス小売事業者９社の規制部門におけるガス事業利益率（過去１０カ年度平均）
➢　**①＞②の場合→ステップ2へ**

＜ステップ２＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準
　前回料金改定以降の超過利潤（≒当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近２年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

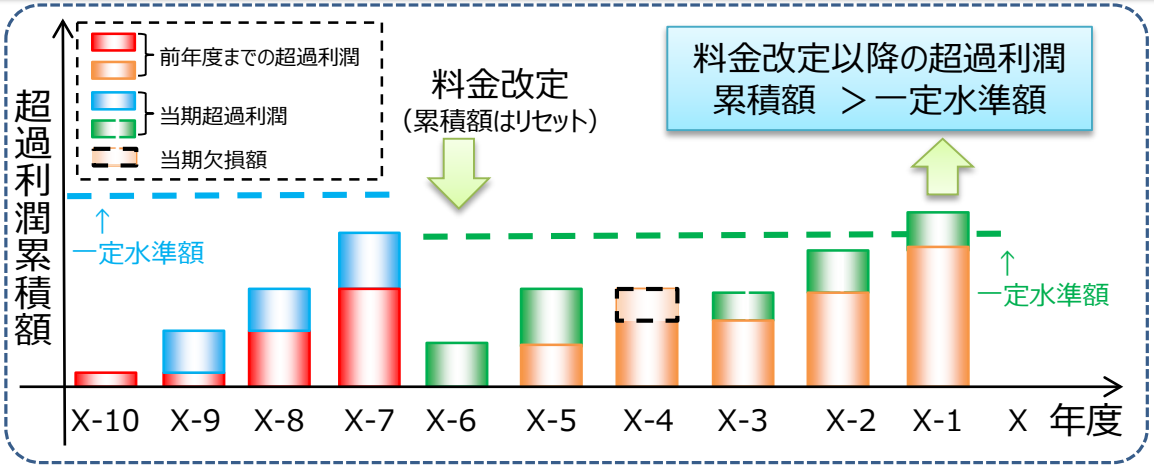

又は

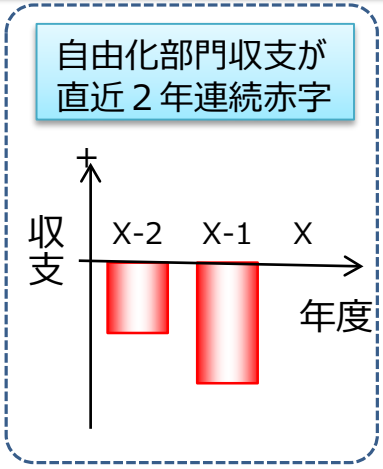

料金変更認可申請命令発動